



## 目次

## 告示

- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（東部地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（利根地域振興センター）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 埼玉県農業災害対策特別措置条例に規定する特別災害の告示（農業支援課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 所沢都市計画に関する公聴会の中止（都市計画課）
- 草加都市計画に関する公聴会の中止（都市計画課）
- 深谷都市計画に関する公聴会の中止（都市計画課）
- 寄居都市計画に関する公聴会の中止（都市計画課）
- 所沢都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 坂戸都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 所沢都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 所沢都市計画汚物処理場の決定に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 所沢都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 坂戸都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 埼玉県証紙指定売りさばき人の指定の取消し（出納総務課）
- 軽油引取税に係る特約業者の指定告示（春日部県税事務所）
- 県道上尾蓮田線の供用の開始（杉戸県土整備事務所）
- 不在者投票を行うことができる施設の指定（選挙管理委員会）

## 告 示

### 埼玉県告示第千八百八十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十八年九月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十八年九月一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 三郷おあしす会
- 三 代表者の氏名  
細川 健二
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県三郷市鷹野四丁目四百九十一番二号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、高齢者・障がい者・生活困窮者であっても住みなれた地域で、安心して住み続けられる地域社会をめざし、高齢者支援及び子育て支援事業を通じて地域社会の福祉に寄与することを目的とする。

## 告 示

### 埼玉県告示第千八百八十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十八年九月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年九月二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人N | l i f e

三 代表者の氏名

櫻本 康洋

四 主たる事務所の所在地

埼玉県久喜市吉羽一丁目三番地一 柳沼店舗三号

五 定款に記載された目的

この法人は、多くの刑務所受刑者や矯正施設入所者を対象として、環境や秩序を守るために労働者派遣事業という形で労働環境及び住居などを提供し、受刑者たちが不純な生活から抜け出せるように支援し、再犯のない国づくりに努め、その中で社会や地域の為に貢献することで人と社会の調和がとれた環境社会づくりに寄与することを目的とする。

## 告 示

### 埼玉県告示第千八百八十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年九月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

上高野ショッピングセンターA棟

埼玉県幸手市大字上高野字本村前八百十二番外

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社マルエツ開発 代表取締役 高鷲光洋

東京都中野区中央一丁目十三番八号

（変更後）株式会社マルエツ開発 代表取締役 原浄

東京都豊島区東池袋五丁目五十一番十二号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社マルエツ開発 代表取締役 高鷲光洋

東京都中野区中央一丁目十三番八号

（変更後）株式会社マルエツ開発 代表取締役 原浄

東京都豊島区東池袋五丁目五十一番十二号

#### ハ 変更年月日

平成二十六年五月二十六日外

#### ニ 届出年月日

平成二十八年八月二十三日

#### 二 縦覧期間

平成二十八年九月九日から平成二十九年一月九日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十八年九月九日から平成二十九年一月九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第千百八十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年九月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

エムズタウン三郷中央

埼玉県三郷市谷中二百六十八外

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社マルエツ開発 代表取締役 高鷲光洋

東京都中野区中央一丁目十三番八号

（変更後）株式会社マルエツ開発 代表取締役 原 淨

東京都豊島区東池袋五丁目五十一番十二号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社マルエツ開発 代表取締役 高鷲光洋

東京都中野区中央一丁目十三番八号

（変更後）株式会社マルエツ開発 代表取締役 原 淨

東京都豊島区東池袋五丁目五十一番十二号

#### ハ 変更年月日

平成二十六年五月二十六日外

#### ニ 届出年月日

平成二十八年八月二十三日

#### 二 縦覧期間

平成二十八年九月九日から平成二十九年一月九日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十八年九月九日から平成二十九年一月九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第千八百八十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年九月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

エムズタウン幸手（東館）

埼玉県幸手市大字上高野字本村前七百八十四番外

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 株式会社マルエツ開発 代表取締役 高鷲光洋

東京都中野区中央一丁目十三番八号

（変更後） 株式会社マルエツ開発 代表取締役 原 淨

東京都豊島区東池袋五丁目五十一番十二号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 株式会社マルエツ開発 代表取締役 高鷲光洋

東京都中野区中央一丁目十三番八号

（変更後） 株式会社マルエツ開発 代表取締役 原 淨

東京都豊島区東池袋五丁目五十一番十二号

#### ハ 変更年月日

平成二十六年五月二十六日外

#### ニ 届出年月日

平成二十八年八月二十三日

#### 二 縦覧期間

平成二十八年九月九日から平成二十九年一月九日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

#### 四 意見書の提出



大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十八年九月九日から平成二十九年一月九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第千百九十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年九月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

エムズタウン幸手（西館）

埼玉県幸手市大字上高野字本村前七百四十五番地外

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社マルエツ開発 代表取締役 高鷲光洋

東京都中野区中央一丁目十三番八号

（変更後）株式会社マルエツ開発 代表取締役 原浄

東京都豊島区東池袋五丁目五十一番十二号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社マルエツ開発 代表取締役 高鷲光洋

東京都中野区中央一丁目十三番八号

（変更後）株式会社マルエツ開発 代表取締役 原浄

東京都豊島区東池袋五丁目五十一番十二号

#### ハ 変更年月日

平成二十六年五月二十六日外

#### ニ 届出年月日

平成二十八年八月二十三日

#### 二 縦覧期間

平成二十八年九月九日から平成二十九年一月九日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十八年九月九日から平成二十九年一月九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第千百九十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年九月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社イトーヨーカ堂久喜店

埼玉県久喜市中央四丁目千九十六番四号

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 一二七三台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 一二一八台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 十一か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 九か所 位置 図面省略

ハ 変更年月日

平成二十九年四月二十日

ニ 届出年月日

平成二十八年八月十九日

#### 二 縦覧期間

平成二十八年九月九日から平成二十九年一月九日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十八年九月九日から平成二十九年一月九日まで

ロ 意見書提出先



## 告 示

### 埼玉県告示第千百九十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年九月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

テックランド羽生店

埼玉県羽生市大字下岩瀬字下岩瀬三百四十二―一

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）テックランド羽生店

埼玉県羽生市岩瀬土地区画整理事業地七十八街区外

（変更後）テックランド羽生店

埼玉県羽生市大字下岩瀬字下岩瀬三百四十二―一

#### ハ 変更年月日

平成二十四年三月二日

#### ニ 届出年月日

平成二十八年八月十九日

#### 二 縦覧期間

平成二十八年九月九日から平成二十九年一月九日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

#### イ 意見書提出期間

平成二十八年九月九日から平成二十九年一月九日まで

#### ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第千百九十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年九月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

テックランド羽生店

埼玉県羽生市大字下岩瀬字下岩瀬三百四十二―一

#### ロ 変更の概要

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前） 位置 図面省略 収容台数 二四台

（変更後） 位置 図面省略 収容台数 二四台

#### ハ 変更年月日

平成二十九年四月二十日

#### ニ 届出年月日

平成二十八年八月十九日

#### 二 縦覧期間

平成二十八年九月九日から平成二十九年一月九日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

#### イ 意見書提出期間

平成二十八年九月九日から平成二十九年一月九日まで

#### ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告示

### 埼玉県告示第千百九十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年九月九日

埼玉県知事 上田清司

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）コーナンPRO越谷瓦曾根店

埼玉県越谷市瓦曾根二丁目八百八十五番一外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

コーナン商事株式会社 代表取締役 疋田直太郎

大阪府堺市西区鳳東町四丁四百一番地一

大規模小売店舗において小売業を行う者

コーナン商事株式会社 代表取締役 疋田直太郎

大阪府堺市西区鳳東町四丁四百一番地一

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十九年四月二十日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千百七十三平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 二六台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 五九台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 四〇平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 六立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻



午前六時三十分から午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前六時十五分から午後九時十五分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十八年八月十九日

二 縦覧期間

平成二十八年九月九日から平成二十九年一月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十八年九月九日から平成二十九年一月九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第千百九十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年九月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

越谷コミュニティプラザ

埼玉県越谷市南越谷一丁目二千八百七十六番一

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ダイエー 代表取締役 村井正平

兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目一番一 外 計二十者

（変更後）イオンリテールストア株式会社 代表取締役 岡崎双一

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番一号 外 計十六者

#### ハ 変更年月日

平成二十八年六月一日外

#### ニ 届出年月日

平成二十八年八月二十六日

#### 二 縦覧期間

平成二十八年九月九日から平成二十九年一月九日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

#### イ 意見書提出期間

平成二十八年九月九日から平成二十九年一月九日まで

#### ロ 意見書提出先



## 告示

### 埼玉県告示第千百九十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年九月九日

埼玉県知事 上田清司

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

越谷コミュニティプラザ

埼玉県越谷市南越谷一丁目二千八百七十六番一

#### ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 二六四台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 二〇〇台

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）駐車場一 午前六時三十分から午後十時三十分

駐車場二 午前六時三十分から午後十一時三十分

駐車場三 午前六時三十分から午後十時

（変更後）駐車場一 午前六時三十分から午後十時三十分

駐車場二 午前六時三十分から午後十一時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 六か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 四か所 位置 図面省略

#### ハ 変更年月日

平成二十九年四月二十七日

#### ニ 届出年月日

平成二十八年八月二十六日

#### 二 縦覧期間

平成二十八年九月九日から平成二十九年一月九日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十八年九月九日から平成二十九年一月九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

### 埼玉県告示第千百九十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年九月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキふじみ野店

埼玉県ふじみ野市大井中央二丁目千百九十六番四十五

##### ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 遠藤裕之

茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 遠藤裕之

茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号

##### ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十九年四月二十五日

##### ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

四千九百三十五平方メートル

##### ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 二二五台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一四一台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 七二平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 一八立方メートル

##### ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時三十分から午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時から午後九時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 三か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十八年八月二十四日

二 縦覧期間

平成二十八年九月九日から平成二十九年一月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十八年九月九日から平成二十九年一月九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

## 埼玉県告示第千百九十八号

平成二十八年台風第九号及び台風第十号の豪雨による災害を平成二十八年九月九日、埼玉県農業災害対策特別措置条例（昭和五十三年埼玉県条例第十四号）第三条第一項の特別災害として指定した。

平成二十八年九月九日

埼玉県知事 上 田 清 司



# 告 示

## 埼玉県告示第千百九十九号

測量計画機関である川口市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年九月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 測量計画機関

川口市

### 二 作業種類

公共測量（道路台帳図等補正測量）

### 三 作業地域

川口市八幡木三丁目及び北原台一、二丁目地内

### 四 作業期間

平成二十八年九月一日から平成二十九年三月三十一日まで

## 告 示

### 埼玉県告示第千二百号

平成二十八年八月十九日付け埼玉県告示第千四十九号で告示した所沢都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針及び区域区分に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成二十八年九月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第千二百一号

平成二十八年八月十九日付け埼玉県告示第千五十号で告示した草加都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針及び区域区分に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成二十八年九月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第千二百二号

平成二十八年八月十九日付け埼玉県告示第千五十一号で告示した深谷都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針及び区域区分に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成二十八年九月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第千二百三号

平成二十八年八月十九日付け埼玉県告示第千五百二十二号で告示した寄居都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成二十八年九月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第千二百四号

所沢市から所沢都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年九月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第千二百五号

鶴ヶ島市から坂戸都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年九月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第千二百六号

所沢市から所沢都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年九月九日

埼玉県知事 上 田 清 司



## 告 示

### 埼玉県告示第千二百七号

所沢市から所沢都市計画汚物処理場の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年九月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第千二百八号

所沢市から所沢都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年九月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第千二百九号

鶴ヶ島市から坂戸都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年九月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第千二百十号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定による埼玉県証紙指定売りさばき人の指定を次のとおり取り消したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年九月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の住所及び氏名

埼玉県戸田市中町二丁目十番二十号

千代田 明子

二 取消年月日

平成二十八年九月六日

# 告示

## 埼玉県春日部県税事務所長告示第一号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第一項の規定により、次のとおり特約業者の指定を行った。

平成二十八年九月九日

埼玉県春日部県税事務所長 富田 俊治

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定年月日
オンダ商事株式会社	代表取締役 遠田 孝三	埼玉県八潮市大瀬五丁目六番地六	平成二十八年九月一日

## 告 示

### 埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年九月九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月九日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 小 高 巖

上尾蓮田線	路線名
蓮田市関山三丁目三四七二番一地先	供用開始の区間
平成二十八年九月九日	供用開始の期日
平成二十六年六月二十日付け埼玉県杉戸 県土整備事務所長告示第四号で告示した 道路予定区域の供用開始である。 延長 一三・八〇メートル	備考

# 告 示

## 埼玉県選管告示第六十四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成二十八年九月九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
病 院	医療法人良仁会 桜ヶ丘病院	埼玉県深谷市国済寺四百八番地五
老人ホーム	社会福祉法人潤青会 介護老人福祉施設こもればの丘	埼玉県さいたま市南区大字 広ヶ谷戸百三十番一
老人ホーム	社会福祉法人真栄会 特別養護老人ホーム棕の木	埼玉県上尾市大字平塚三百 二十二番地
老人ホーム	社会福祉法人川口長生会 特別養護老人ホームとわの郷	埼玉県川口市大字赤山七十 六番地の一